

新潟市経営発展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援するとともに、地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取り組みを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、次に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「総合対策実施要綱」という。）
- (2) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急円滑化対策実施要綱」）
- (3) 新潟県経営普及費補助金交付要綱（平成2年4月1日施行。以下「県交付要綱」という。）
- (4) 新潟県における新規就農者育成総合対策の実施について（令和4年8月23日施行）
- (5) 新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号。以下「規則」という。）
- (6) その他関連法令

(交付対象者の要件)

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）が満たすべき要件は、総合対策実施要綱別記1第5-1の1及び第5-2の1又は緊急円滑化対策実施要綱別記2第5のIの1及び第5のIIの1に定めるもののほか、新潟市税の滞納がない者及び暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではない者とする。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる事業内容は、総合対策実施要綱別記1第5-1の2及び第5-2の2又は緊急円滑化対策実施要綱別記2第5のIの2及び5のIIの2に定めるとおりとする。

(補助額等)

第4条 本事業の補助額及び補助率は、総合対策実施要綱別記1第5－1の3及び第5－2の3、緊急円滑化対策実施要綱別記2第5のIの3及び第5のIIの3又は県交付要綱の別表の番号7に定めるとおりとする。

(計画等の承認申請)

第5条 交付対象者は、総合対策実施要綱別記1第6の1又は緊急円滑化対策実施要綱別記2第6の1の定めにより、初期投資促進事業計画等又は経営発展支援事業計画等、就農・経営継承計画（以下「事業計画等」という。）を作成し、市長に承認申請しなければならない。

- 2 交付対象者は、事業計画等に記載された取組を変更（3で定める軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止する場合は、市長に計画の変更を承認申請しなければならない。
- 3 規則第10条に定める軽微なものとは、次に掲げる変更以外の変更のことをいう。
 - (1) 事業内容の新設又は廃止
 - (2) 交付対象者の変更
 - (3) 事業費又は国庫補助金の増
 - (4) 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(交付申請)

第6条 交付対象者は、新潟市経営発展支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第6条に掲げる書類のほか、新潟市税の納税証明書及び個人情報の取扱い（様式第2号）、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第6号）を添付の上、市長が別に定める期日までに市長へ提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りではない。

(事業の着手)

第7条 本事業については、原則として規則第7条第1項の交付決定後に実施した取組みを対象とする。

ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、市町村初期投資促進計画事業計画又は市町村経営発展支援計画事業計画承認後、新潟市経営発展支援事業交付決定前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

また、交付決定までのあらゆる損失は交付対象者自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

（実績報告）

第8条 交付対象者は、事業計画等に記載された取組みを完了したときは、新潟市経営発展支援事業実績報告兼補助金支払請求書（様式第4号）に規則第13条に掲げる書類を添付の上、市長へ報告しなければならない。

ただし、2月20日までに事業が完了しない場合は、同日までに新潟市経営発展支援事業概算払請求書（様式第5号）により、市長へ所要額全額を概算払い請求するものとする。

（就農状況報告等）

第9条 交付対象者は、総合対策実施要綱別記1第6の5又は緊急円滑化対策実施要綱別記2第6の5の規定に基づき、市長に就農状況報告等を行わなければならない。

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条に定めるその他市長が指定する財産とは、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産であって、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）以上のものとする。

2 前項の財産を、その処分制限期間内（「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）においては、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（災害の報告）

第11条 交付対象者は、交付対象者が整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長へ報告しなければならない。

(増築等に伴う手続き)

第12条 交付対象者は、交付対象者が整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長あて報告しなければならない。

(報告等)

第13条 交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難になった場合は、その旨を市長に速やかに報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、新潟市における新規就農者確保緊急対策のうち初期投資促進事業及び新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業の実施について（令和5年8月1日。以下「実施規定」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行による廃止前の実施規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月3日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行による改正前の同要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

様式第1号

新潟市経営発展支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長 様

住所
氏名

新潟市経営発展支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき交付を申請します。

交付申請額	円
うち国費助成金	円
うち都道府県負担額	円
うちその他	円
【参考】自己負担	円

資金の振込口座

金融機関店舗名等	店・所			出張所		
	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金					
金融機関コード						
預金・貯金 の種類	普通預金・当座預金		口座番号			
郵便局	記号		(当座) 番号			
口座名義人	(ふりがな) 氏 名					

(宛先) 新潟市長 様

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

経営発展支援事業に係る個人情報の取扱いについて

市は、経営発展支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び市が定める個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
(注)

国、全国農業委員会ネットワーク機構、新潟県、青年農業者等育成センター、農業共済組合、新潟市農業委員会、関係する農業協同組合（新潟市農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合）、関係する土地改良区（新潟北土地改良区、亀田郷土地改良区、新津郷土地改良区、白根郷土地改良区、西蒲原土地改良区、角田山ろく土地改良区）、新潟県農業共済組合、農地中間管理機構、青年等就農資金等の融資機関、等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

(法人・組織名)

氏名（自書）

様式第3号

年 月 日

(宛先) 新潟市長 様

住 所
氏 名

新潟市経営発展支援事業交付決定前着手届

事業計画に基づく下記事業について、交付決定前に着手することとしたいので、下記の条件を了承の上、届出します。

記

1 交付決定前に着手しようとする事業

事業内容	事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
合計				

2 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、交付対象者が負担するものであること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

様式第4号

新潟市経営発展支援事業実績報告兼補助金支払請求書

年 月 日

(宛先) 新潟市長 様

住所
氏名

新潟市経営発展支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき実績を報告します。

(なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求します。)

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

様式第5号

新潟市経営発展支援事業概算払請求書

年 月 日

(宛先) 新潟市長 様

住 所
氏 名

年　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定を受けた標記事業について、下
記のとおり金　　円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

様式第6号

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市経営発展支援事業費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあっては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあっては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)
氏 名

生年月日（昭和・平成・令和） 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、S～昭和、H～平成、R～令和として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役職	氏名	カナ	生年月日	性別	住所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	S H 11年11月11日 R	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	
			S H 年 月 日 R	男 ・ 女	

- * 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、適正に管理いたします。
- * 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。